主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

記録によると、本件各抗告申立における不服の対象は、大津地方裁判所がした(1)昭和五九年一月一八日、(2)同月二一日、(3)同月二八日、(4)同年二月四日、(5)同月七日、(6)同月八日、(7)同月九日の各公判期日の指定であるところ、本件各抗告の申立は右(1)ないし(3)の各公判期日を経過した後の同年二月一日になされ、その後、右(4)(5)の各公判期日が経過し、右(6)(7)の各公判期日が取り消されたことが明らかであるから、本件各抗告の申立は、現在においてはもはや法律上の利益を欠き、不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和五九年三月六日

## 最高裁判所第三小法廷

彦	滿	岡	安	裁判長裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
治	タ	戸口	木	裁判官